

議案第 105 号

飛騨市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

飛騨市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 1 月 26 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

人事院勧告に基づく期末手当の支給月数の改定に伴う改正

# 飛驒市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 飛驒市常勤の特別職職員の給与に関する条例(平成16年飛驒市条例第55号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の222.5」を「6月に支給する場合においては100分の222.5、12月に支給する場合においては100分の232.5」に改める。

第2条 飛驒市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の222.5、12月に支給する場合においては100分の232.5」を「100分の227.5」に改める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和7年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の飛驒市常勤の特別職職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の飛驒市常勤の特別職職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

## 資料

(第1条) 飛騨市常勤の特別職職員の給与に関する条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>第1条～第4条 略 (期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあっては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において職員が受けるべき給料月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の222.5</u> <u>_____</u>を乗じて得た額に一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p> <p>以下 略</p>	<p>第1条～第4条 略 (期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあっては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において職員が受けるべき給料月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合においては100分の222.5、12月に支給する場合においては100分の232.5</u>を乗じて得た額に一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p> <p>以下 略</p>

資料

(第2条) 飛騨市常勤の特別職職員の給与に関する条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>第1条～第4条 略 (期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあっては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において職員が受けるべき給料月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合においては100分の222.5、12月に支給する場合においては100分の232.5</u>を乗じて得た額に一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p> <p>以下 略</p>	<p>第1条～第4条 略 (期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあっては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において職員が受けるべき給料月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の227.5</u> _____を乗じて得た額に一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p> <p>以下 略</p>

## 条例関係議案要旨

議案名	飛騨市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について									
担当部	総務部									
提案理由	人事院勧告に基づく期末手当の支給月数の改定に伴う改正									
制定改廃の根拠等	<p>国における特別職の給与については、「特別職の職員の給与に関する法律」の規定により支給され、期末手当等については「一般職の職員の給与に関する法律」の適用を受ける職員の例によるとされている。</p> <p>【参考】</p> <p>本年の給与勧告のポイントと給与勧告の仕組み（令和6年8月人事院）      （給与調査）※約11,700民間事業所、約47万人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ボーナス：民間の支給割合 4.60月              公務の支給月数 4.50月 [較差0.10月分]</li> </ul> <p>（一般職の給与改定の内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ボーナス：民間の支給割合との均衡を図るため、ボーナスの支給月数を0.10月分引上げる。</li> </ul>									
条例の概要	<p>国の特別職の例に準じ、一般職の期末手当の支給月数引上げに合わせ常勤の特別職職員の期末手当の支給月数について改正するもの。</p> <p>第1条関係 本年12月期の期末手当の支給月数を0.10月分引上げる。</p> <p>第2条関係 第1条の引上げについて、令和7年度以降は6月期及び12月期の支給月数が均等になるよう配分する。</p> <p>（常勤の特別職職員の支給月数）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>6月期</th> <th>12月期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和6年度 期末手当</td> <td>2.225月（支給済み）</td> <td>2.325月（現行2.225月）</td> </tr> <tr> <td>7年度以降 期末手当</td> <td><u>2.275月</u></td> <td><u>2.275月</u></td> </tr> </tbody> </table>		6月期	12月期	令和6年度 期末手当	2.225月（支給済み）	2.325月（現行2.225月）	7年度以降 期末手当	<u>2.275月</u>	<u>2.275月</u>
	6月期	12月期								
令和6年度 期末手当	2.225月（支給済み）	2.325月（現行2.225月）								
7年度以降 期末手当	<u>2.275月</u>	<u>2.275月</u>								
市民への影響等	特になし									
施行日	<p>（第1条）公布の日（適用日：令和6年12月1日）</p> <p>（第2条）令和7年4月1日</p>									
備考	【参考】人事院勧告影響額：174千円（2人）									